災害廃棄物受入れの進捗状況について

1

災害廃棄物の処理のアンケート調査実施

〇環境省：平成23年4月11日「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理態勢の構築に関する調査」→西多摩衛生組合の主な回答　受入可能廃棄物：7種類の廃棄物から「生ごみ等（日常生活から排出される廃棄物）」を選択して回答した。

2

東京都

〇東京緊急対策2011（平成23年5月27日）の中で災害廃棄物の受入の考えを示した
〇東京都議会（平成23年6月）で東京都知事の所信表明で「被災地の復旧に立ちはだかる瓦礫について、区市町村や民間と共同して都内に受け入れ、処理に協力していく」と述べ、都議会で受入支援のための補正予算が全会一致で承認された。

災害廃棄物の処理に向けて事業スキームを作成（東京都環境局）

目　　的：復旧・復興対策を迅速かつ円滑に遂行するため、災害廃棄物を適正処理
経費負担：被災地（宮城県及び岩手県）
期　　間：平成26年3月31日まで
東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱を制定（平成23年7月8日）
岩手県と災害廃棄物の処理基本協定を締結（平成23年9月30日）
宮城県と災害廃棄物の処理基本協定を締結（平成23年11月24日）

東京都から東京都市町村清掃協議会へ検討要請

3

東京都が作成した災害廃棄物の事業スキームについて、多摩地域でも参加するかどうか、東京都市町村清掃協議会で検討してほしい旨の要請があった。（平成23年5月～6月）
また、東京都からの要請に基づき、東京都市町村清掃協議会幹事会（3回）及び各ブロック会議（1回）を開催した。
開催内容
（1）受入経費の調整
（2）受入に当たっての前提条件の調整

東京都市町村清掃協議会から多摩地域全市町村へ検討要請

4

東京都市町村清掃協議会開催（東京自治会館　平成23年6月30日）

〇多摩地域（全市町村）へ、東京都の事業スキームの参加可否について検討要請をした。
内容　（1）東京都市長会（7月25日）へ提案する予定となっているため、担当課から各市町村長へ　東京都の事業スキームを事前に説明し、参加の可否について検討願いたい。
（2）受入経費の確認（25，000円／トン）
※　受入に当たっての前提条件
①　放射能等の安全性の確認
②　焼却施設等の地元説明
③　焼却灰の搬出確保（エコセメント化施設への搬出）等

東京都市町村清掃協議会から多摩地域全市町村へ東京都の事業スキームを構築させるための検討要請

5

多摩地域全市町村

〇東京都市町村清掃協議会から多摩地域全市町村へ検討要請
内容　（1）東京都の事業スキームへ参加し、災害廃棄物受入態勢の構築をするための検討要請
（2）受入経費（25，000円／トン）の確認
※　受入に当たっての前提条件
①　放射能等の安全性の確認
②　羽村・瑞穂両協議会への説明
③　焼却灰の搬出確保（エコセメント化施設への搬出）等
〇　西多摩衛生組合構成市町では、災害廃棄物の受入に当り前提条件はあるが、東京都の事業スキームに参加し、災害廃棄物の受入れ態勢の構築をしていくことで、意思決定した。

6

西多摩衛生組合正副管理者会議（平成23年7月1日）
〇　受入に当たっての前提条件はあるが、東京都の事業スキームに参加し、災害廃棄物の受入れ態勢の構築をしていくことで、意思決定された。
また、西多摩衛生組合議会議員全員協議会（平成23年7月12日）へ同様の内容を報告。

7

東京都市長会及び東京都町村長会（平成23年7月25日）

〇東京都の事業スキームへ参加し、災害廃棄物受入態勢の構築をするための提案をし、了承された。
承認内容
（1）　多摩地域の全市町村長に東京都の事業スキームの説明をし、前提条件はあるが、現時点では、東京都の事業スキームに参加し、災害廃棄物の受入態勢を構築していくことで了承された。
（2）　なお、前提条件がクリアーされた場合は、多摩地域の全市町村の総意で災害廃棄物の受入をする。
（3）　災害廃棄物の受入については、東京都の要請ではなく、東京都の事業スキームに参加し、焼却処理を担うことで支援をする。
（4）　前提条件等
①　災害廃棄物の安全性の確認
②　焼却施設及び焼却灰処理施設等の地元説明
③　焼却灰の搬出確保（エコセメント化施設への搬出）等
④　受入単価　25，000円／トン

8

三多摩清掃施設協議会・東京都市町村清掃協議会（平成23年10月11日）

共通認識
（1）　多摩地域全市町村で支援する。
（2）　安全性については、国（環境省）及び東京都が責任を持って説明対応をする。
（3）　災害廃棄物の支援は、東京都の事業スキームに基づき実施する。
（4）　今後、災害廃棄物の受入に際して詳細対応を決定をするための分科会（専門会議）を立ち上げた。

9

東京都市町村清掃協議会災害廃棄物受入施設等協議会

1．災害廃棄物の受入に向けて、詳細対応を協議する、事務レベルの専門部会を立ち上げた。
2．開催日　3回[平成23年11月14日（月）、平成23年12月15日（木）及び平成24年1月18日（水）]
3．協議内容
（1）　災害廃棄物の安全確認方法　（2）　住民説明対応　（3）　焼却灰の搬出確保等

10

基本合意書の締結（平成23年11月24日）

東京都市長会等は、宮城県女川町の災害廃棄物を都内の清掃工場において受け入れるに当たり、円滑に処理できるよう基本合意を女川町、宮城県及び東京都と締結した。

搬入場所	宮城県女川町石浜（女川町災害廃棄物破砕選別場）	
災害廃棄物の種類、量	可燃性廃棄物（木くず等）	約100,000トン
搬入期間（予定）	平成23年12月から平成25年3月まで	
運搬方法	鉄道貨物輸送、陸送	
処理方法	都内自治体で焼却処分	

11

三多摩清掃施設協議会・東京都市町村清掃協議会　（平成24年1月30日）

前提条件の確認

1．災害廃棄物等の安全性の確認
（1）　被災地から都内清掃工場搬入まで
（2）　試験焼却の結果（平成23年12月）
※　詳細は別紙のとおり
2．今後、具体的な受入を検討する施設
八王子市・町田市・日野市・柳泉園組合・多摩ニュータウン環境組合・多摩川衛生組合・西多摩衛生組合
3．住民説明会実施（予定：未定）

12

西衛構成市町の受入れ決定

（平成24年2月）
〇　災害廃棄物の安全性が確認されたことから、西衛構成市町においても災害廃棄物の受入れを決定した。

13

西多摩衛生組合の受入れ決定

西多摩衛生組合正副管理者会議
（平成24年2月13日）
〇　災害廃棄物の焼却について、技術的な検討をした結果、安全に焼却できることを確認した。
〇　災害廃棄物の受入れを決定した。

14

西多摩衛生組合の対応

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会並びに瑞穂町環境問題連絡協議会への説明会（平成24年2月16日）
1．対象者　羽村・瑞穂両協議会役員
2．説明内容
（1）西多摩衛生組合
災害廃棄物の受入れの経緯及び西多摩衛生組合の受入れ対応について
（2）東京都
災害廃棄物の安全性の確認について

15

西多摩衛生組合議会議員全員協議会へ報告

（平成24年2月21日）

- ○ 災害廃棄物の受入れに関する経過
- ○ 災害廃棄物の安全性の確認方法
- ○ 東京二十三区清掃一部事務組合での試験焼却の結果
- ○ 西多摩衛生組合における災害廃棄物受入対応の検討結果等

16

羽村・瑞穂両協議会と協議（平成24年3月2日）

公害防止協定書第10条（疑義）により、西多摩衛生組合は羽村・瑞穂両協議会へ災害廃棄物の受入れについて、協議したい旨を通知した。

17

住民説明会

1．羽村市、西多摩衛生組合、東京都の合同による住民説明会実施（平成24年4月1日）

2．瑞穂町、西多摩衛生組合、東京都の合同による住民説明会実施（平成24年4月14日）

18

羽村・瑞穂両協議会からの回答（平成24年4月27日）

災害廃棄物の受入れについて、別紙のとおり回答がありました。

19

西多摩衛生組合から東京たま広域資源循環組合へ報告

（平成24年5月1日）

西多摩衛生組合における災害廃棄物の受入態勢が整ったため、東京たま広域資源循環組合へ報告した。

20

東京たま広域資源循環組合への報告（平成24年5月22日まで）

災害廃棄物受入7団体（西多摩衛生組合・八王子市・町田市・日野市・柳泉園組合・多摩ニュータウン環境組合・多摩川衛生組合）での災害廃棄物受入れの意思決定及び住民説明会（実施等）の報告が完了した。

21

東京たま広域資源循環組合、日の出町等で災害廃棄物の受入れの協議及び特別協定が締結される。（平成24年5月31日）

22

西多摩衛生組合と東京都等は搬入ルート・受入れ日程・受入れ量等を調整し、「公益財団法人 東京都環境公社」と「西多摩衛生組合」の二者間で契約を締結した。（平成24年6月1日）

◎ 西多摩衛生組合の調整事項

（1） 西多摩衛生組合幹事会への説明（平成24年5月31日）
（2） 西多摩衛生組合議会議員へ報告（平成24年6月1日）
（3） 羽村・瑞穂両協議会への説明（平成24年6月1日）
（4） にしたまエコにゅうすの配布（平成24年6月2日～3日）
（5） 災害廃棄物受入れ開始予定（平成24年6月11日）

○ 災害廃棄物の受入対応について

（1） 災害廃棄物受入量及び受入台数について

西多摩衛生組合の災害廃棄物の受入量等については、通常ごみの搬入量の約15％（選別可燃ごみ含む）とするため、年間最大約5，500トン、月量約460トン、日量約20トンを予定した。

ただし、災害廃棄物の受入れ当初については、下記の項目を確認する必要があることから、通常ごみの搬入量の約10％（選別可燃ごみ含む）とし、搬入日を第2～4週の月曜日～金曜日の15日間、搬入量を日量約11トンとした。

①新規受入れであること。
②ピット内管理、撹拌作業の手順の標準化を図ること。
③燃焼状態（温度・圧力・流量等）を確認すること。
④排ガスなどにおける有害物質の発生状況（放射性物質・ダイオキシン類・塩化水素等）を確認すること。

なお、災害廃棄物を搬送するコンテナについては、1台当たり約4トンを積み込むため、受入れ当初については、

6月は、 第2週：約8トン/日（2台/日）、 第3週：約12トン/日（3台/日）、第4週：約8トン/日（2台/日）
7月は、 第2週：約12トン/日（3台/日）、 第3週：約8トン/日（2台/日）、第4週：約12トン/日（3台/日）
8月は、 第2週：約8トン/日（2台/日）、 第3週：約12トン/日（3台/日）、第4週：約8トン/日（2台/日）

災害廃棄物の受入れ予定量等（平成24年度）

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計	受入日数平均	受入日数（日）
6月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
	受入量(t)											8	8	8	8	8			12	12	12	12	12			8	8	8	8	8			140	9.3	15
	車両台数(台)											2	2	2	2	2			3	3	3	3	3			2	2	2	2	2			35	2.3	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	受入日数平均	受入日数（日）
7月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
	受入量(t)									12	12	12	12	12			8	8	8	8	8			12	12	12	12	12					160	10.7	15
	車両台数(台)									3	3	3	3	3			2	2	2	2	2			3	3	3	3	3					40	2.7	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	受入日数平均	受入日数（日）
8月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
	受入量(t)													8	8	8	8	8			12	12	12	12	12			8	8	8	8	8	140	9.3	15
	車両台数(台)													2	2	2	2	2			3	3	3	3	3			2	2	2	2	2	35	2.3	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計	受入日数平均	受入日数（日）
9月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
	受入量(t)			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20				400	20.0	20
	車両台数(台)			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5				100	5.0	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	受入日数平均	受入日数（日）
10月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
	受入量(t)	20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	460	20.0	23
	車両台数(台)	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	115	5.0	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計	受入日数平均	受入日数（日）
11月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
	受入量(t)	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20		440	20.0	22
	車両台数(台)	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5		110	5.0	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	受入日数平均	受入日数（日）
12月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
	受入量(t)			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20				400	20.0	20
	車両台数(台)			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5				100	5.0	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	受入日数平均	受入日数（日）
1月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
	受入量(t)				20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20				全炉停止期間										220	20.0	11
	車両台数(台)				5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5														55	5.0	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				計	受入日数平均	受入日数（日）
2月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
	受入量(t)	全炉停止期間										20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20					280	20.0	14
	車両台数(台)											5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5					70	5.0	

	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	受入日数平均	受入日数（日）
3月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
	受入量(t)	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20			20	20	20	20	20				420	20.0	21
	車両台数(台)	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5				105	5.0	

※1 災害廃棄物を搬送するコンテナは、1台当たり災害廃棄物約4トンとなっていることから年間受入予定量（3,060t）については増減する場合があります。

	合 計	1日平均	受入日数（日）
受入量(t)	3,060	17.4	176
車両台数(台)	765	4.3	

（2）搬入ルート等について

下図は、災害廃棄物を搬入する際の搬入ルートとなっています。

災害廃棄物は、被災地（仙台貨物ターミナル駅）より東京都（東京貨物ターミナル駅）まで鉄道輸送され、西多摩衛生組合までは、陸上輸送されます。

このため、東京貨物ターミナル駅から首都高速・中央高速（八王子I.C.）・一般道（国道16号線）を経由し、瑞穂町側から搬入するよう、東京都と協議いたします。

なお、災害廃棄物の最大日量台数は、約5台となっているため、交通渋滞等の要因になることはないともと判断しております。

災害廃棄物焼却に伴う環境対策について

（1）定常の測定

No.	測定項目		測定頻度
①	排ガス	ばいじん・Nox・Sox・HCL等	4回／炉
②		ダイオキシン類・重金属類	2回／炉
③	放流水	pH・BOD・COD・SS等	1回／月
④		ダイオキシン類	1回／年
⑤		重金属類	4回／年
⑥	焼却灰	ダイオキシン類・重金属類	4回／年
⑦	大気環境	ダイオキシン類・Nox・Sox・HCL・SPM等	2回／年

（2）放射性物質汚染対処特措法関連

No.	測定項目		測定頻度	備考
①	排ガス	放射性物質	1回／月	報告義務なし 測定記録の保管
②	放流水	放射性物質	1回／月	報告義務なし 測定記録の保管
③	焼却灰	飛灰の放射性物質	1回／月	報告義務あり
④	大気環境	空間線量（敷地境界線）	1回／週	報告義務なし 測定記録の保管

※ 放射性物質汚染対処特措法では、放射性セシウム134・137が事故由来放射性物質と規定

（3）自主測定

No.	測定項目		測定頻度	測定場所
①	ごみ	空間線量	1回／週	ホッパステージ
②	作業環境	空間線量	1回／月	施設内7地点
③	排ガス	ダイオキシン類	1回／炉	煙突出口

情報公開について

（1）公害監視盤への掲示
　①災害廃棄物の受入量、累計受入量等
（2）西多摩衛生組合ホームページへの掲示
　①受入経過、受入対応、住民説明会時の議事録
　②災害廃棄物の受入量等
　③放射能測定結果
（3）羽村・瑞穂両協議会へ定期的に受入状況等を報告いたします。
　羽村・瑞穂両協議会内の町内会等から説明依頼等があった場合は、説明対応いたします。
　※ 構成市町内（羽村・瑞穂両協議会以外）からの説明依頼があった場合は、構成市町を通じて説明対応いたします。